

Ocean Newsletter

5 September 2024

NO. 578

海のレジャー的利用の展開

中原尚知 ● NAKAHARA Naotomo

日本経済の停滞の一方、多様で豊かな生活を求める中でレジャー活動が注目され、そのひとつに海のレジャー的利用がある。多くの人が海を訪れたいと感じているものの、海洋レジャーへの参加人口は減少傾向にある。この背景にはレジャーの多様化といった要因もあるが、存在する海のレジャー的利用ニーズに機会提供側が応えられていない可能性もある。海のレジャー的利用による豊かな生活への寄与を実現するためには、ニーズの拡大方策と潜在的ニーズへの対応方策の適切な組み合わせが必要である。

日本の海のレジャー的利用をめぐる管理・調整

原田幸子 ● HARADA Sachiko

海洋レジャーの利用が増加し、海面利用をめぐる各地で漁業と海洋レジャーの衝突が起こっていたが、近年は対立を越えて、調和、共存、共栄が図られるようになってきた。海洋レジャーを規制するような法律がない中で、地域の実情に応じて、未然にトラブルや事故を防ぐ仕組みが各地で作られている。

「海水浴」の起源と歴史

國木孝治 ● KUNIKI Takaharu

「海水浴」の歴史を紐解くと、「海水浴」は病氣治療や療養を目的として、江戸時代後期から明治期にかけて西欧から伝播、導入されたことが所説より導き出される。本稿では、西欧の医学的認識を介して伝播された「海水浴」や来日外国人によって行われた「海水浴」の歴史について論じたい。

海のレジャー的利用の展開

[KEYWORDS] 海洋レジャー／参加人口／潜在需要

中原尚知 ●東京海洋大学学術研究院教授

豊かな生活と海とレジャー

日本の社会は経済活動を最優先していた時期からはすでに変質し、より多様で豊かな生活を求める段階となっている。その豊かな生活のあり方が問われており、豊かさを実現する手段としてレジャー活動が位置付けられる。そして、その対象、あるいは活動の場のひとつとして海が挙げられる。日本財団「海と日本人に関する意識調査」(2019)によれば、海に行きたいかどうかという問いに対し、70%以上が行きたいと回答し、そのうち80%が実際に海を訪れている。

すなわち、現在、豊かな生活への希求に基づく海のレジャー的利用へのニーズが一定程度存在しているものと考えられる。その中で、海洋資源の効率的かつ持続的な活用が求められることはいうまでもなく、そこにはさまざまな課題がある。そのひとつとして、海洋レジャーニーズ対応の検証や新たなニーズの創造といったマーケティング的課題があろう。そこで、本稿では日本における海のレジャー的利用の展開を整理しながら、その可能性や課題について考えてみたい。

海のレジャー的利用とは

海の利用においては、漁業や海運といった先発的形態が存在し、そもそも海は生活や生業の場であった。しかし、海に対しても遊び・レジャーといった見方がされるようになり、江戸時代には江戸湾でのレジャーとしてのハゼ釣りが行われ、明治時代には海水浴が行われていたとされる。さらに経済発展と共に人々のニーズが高度化・多様化するにつれて、海のレジャー的利用にはさまざまな形態がみられるようになっていく。

海のレジャー的利用とは、海洋・沿岸域を訪れての活動にとどまらず、非沿岸地域や都市部も含む陸域において海洋資源を利用、活用するという活動をも含んだ利用のあり方と捉えられる。また、ここでの資源には、生物・空間等とはもとより、景観や文化等も含まれる。(公財)日本生産性本部発行の『レジャー白書』では、スポーツ部門に釣り、ダイビング、サーフィン、ヨット・モーターボート、観光・行楽部門に海水浴、その他部門にはカヌー・ラフティング、クルージングが取り上げられている。活動そのものの多様性はもとより、海洋資源の利用のあり方の多様性が確認されよう。

主要な海洋レジャー形態別にみた展開

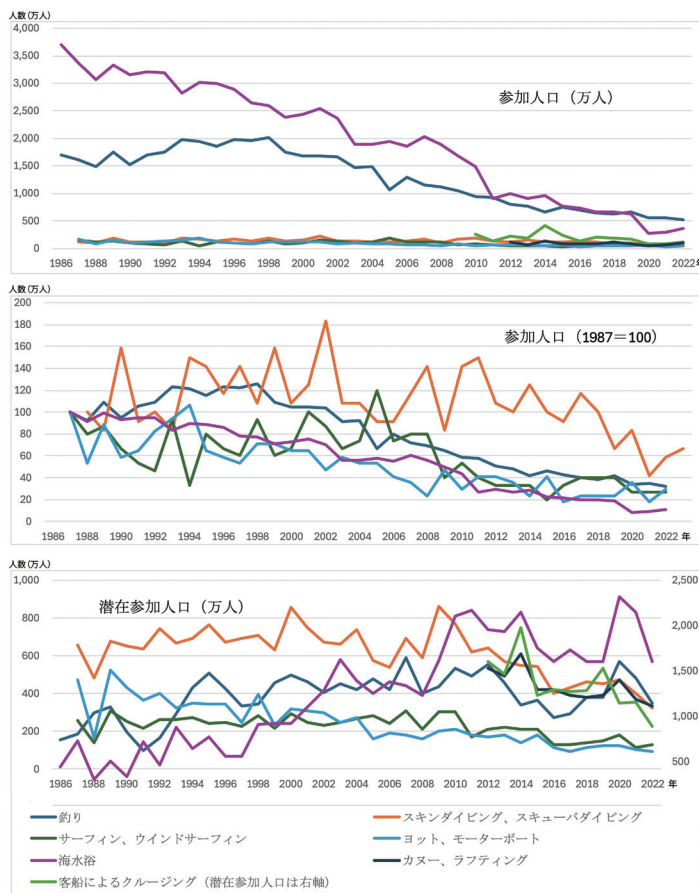
図にいくつかの海洋レジャー形態について、参加人口と潜在参加(参加希望を持つも参加していない)人口の推移を示した。まず、伝統的かつ代表的な海のレジャー的利用の形態といえる海水浴と釣りへの参加人口が相対的に多いものの、いずれも減少傾向にあることが確認できる。図中段の指数を見ると、ほとんどの形態で長期的に減少傾向にあり、海水浴の減少が顕著であること、釣りは増加傾向にあったが2000年代に入って減少していること、ダイビングは増加しないし横ばい傾向であったが2010年代に入って減少し始めていることなどがわかる。ここで確認した海洋レジャー形態においては、参加人口の減少が明らかである。

一方、図下段の潜在参加人口は参加人口とは異なる傾向を示している。参加人口の減少が顕著な海水浴においては、潜在参加人口が増加傾向にある。参加人口が3,000万人以上あった

1980年代の潜在参加人口は極めて低く、参加希望がほとんど叶えられていたが、参加したくてもできないと考える人々が増加してきている。その他の形態について近年の状況を確認すると、釣りやダイビング、カヌーは300万人程度、ヨット、サーフィン、クルージングに至っては900万人近い潜在参加人口が存在している。参加人口に潜在参加人口を加えた参加希望人口をみても減少傾向ではあるものの、海のレジャー的利用ニーズの「取りこぼし」が発生しているといえる。

それでは、その取りこぼしはどのように発生しているのでしょうか。海水浴は、全国的に整備された海水浴場を通じた参加しやすい海洋レジャーのひとつといえるが、海水浴場は減少しているとされ、また、沿岸域の環境悪化等もあって海にアクセスしづらくなっていることが考えられる。釣りは対象魚種や釣法、海へのアクセス方法などにより、多種多様なタイプに分けられるが、とりわけ初心者にとっては知識や技術、道具などの必要性が参入のハードルを高くしている。一方で近年、釣り具市場は拡大をみせており、釣り愛好者によるレジャー活動の深化や多様化が進んでいると考えられる。クルージングやヨットについては、一定程度の支出が求められることになるため、経済的な制約に基づく潜在人口になっていると考えられる。また、ダイビングやサーフィンについても一定の技術や支出が制約となろう。

■図 海洋レジャーへの参加人数の推移



(資料:日本生産性本部『レジャー白書』より作成)

注1:クルージングとカヌー、ラフティングは2012年から掲載のため中段にはない。
注2:潜在参加人数は参加人数と参加率、参加希望率に基づき算出した。

海のレジャー的利用の可能性と課題

豊かな生活を実現するために海を訪れたいと思う人は非常に多い一方で、海洋レジャーへの参加人口は減少傾向にあった。ここにはいかなる隔たりがあるのだろうか。まず、レジャー形態の多様化の進展により、海よりも魅力的なレジャー機会が存在していることは否定できない。ただ、海と人との関わり方は他にも数多くある。例えば、国内観光旅行は代表的なレジャー活動といえるが、その行き先のひとつに海が含まれることは少なくないだろう。海のレジャー的利用は本稿で確認した以外の局面でも実現していることには留意が必要である。そして、レジャー的利用へのニーズが存在するにもかかわらず、レジャー機会の提供主体が必ずしもそれに答えられていない可能性が示唆された。

いずれにせよ、海のレジャー的利用による豊かな生活への寄与を実現するためには、ニーズの拡大方策と潜在的ニーズへの対応方策の適切な組み合わせが必要となってくる。それによって、人々の海への期待に応えることで、海の可能性が最大限に引き出されていくだろう。また、その際、海の先発的利用形態である漁業の取り組みも重要となる。いわゆる海業の展開であり、人々の海へのニーズを創造・喚起しながらそれに答えていける可能性は大きい。漁業・漁村を含む海の資源をレジャー的利用に最大限活用しながら、さまざまな利用主体間の調和が図られている未来のために、産官学が連携した取り組みに期待したい。(了)

日本の海のレジャー的利用をめぐる 管理・調整

[KEYWORDS] 海洋レジャー／漁業／制度

原田幸子 ● 東京海洋大学学術研究院准教授

海面利用をめぐる制度的限界

わが国の海のレジャー的利用は高度経済成長期以降、増加傾向で推移してきたが、近年、量的拡大は落ち着き、質的向上にシフトしている。例えば、釣りやスキューバダイビングといった海洋レジャーには、いくつものメニューや価格帯が用意され、顧客のニーズを満たしている。また、レジャーの種類も増え、SUP (Stand Up Paddleboard) やパラセーリング、ウェイクボードのような新たな海洋レジャーが数多く登場している。

一方で海面利用をめぐる制度については十分に整備されているとは言えず、海の利用をめぐるトラブルは後を絶たない。とくに活動エリアが漁業の操業域と重なるダイビングや遊漁などは、漁具の破損や漁船の航行妨害、不法係留や密漁などが問題となって、かつては漁業サイドと深刻な対立関係にあった。こうした状況を受けて、1989年に出版された浜本幸生著『いま海の利用を問う マリンレジャーと漁業権』（(株)水産社）では、「第2章 マリンレジャー時代の海面利用」において拡大するリゾート開発やマリンレジャーと漁業との調整を取り上げている。そのなかで浜本は、魚を採らない（魚を撮影する）水面利用は漁業の関連法規では規制することができず、こうした水面利用行為は地方自治体の条例や河川法の規則による規制になることを説明している。ヨットやモーターボートの条例の事例を挙げ、漁業とマリンレジャーのトラブルが増加する中で、リゾート開発によって増えていくであろう一般国民の水面利用行為（ヨット、遊泳、ダイビングなど）に対して、法的に対応する道があることを理解して、必要とあらば条例のような法的措置をとるべきであると提案している。



『海のレジャー的利用と管理—日本と中国の実践—』
婁小波 / 中原尚知 / 原田幸子 / 高翔 編著
2024、東海教育研究所
<https://www.spf.org/opri/publication/book/ISBN978-4924523432.html>

漁業と海洋レジャーの利用調整の変遷

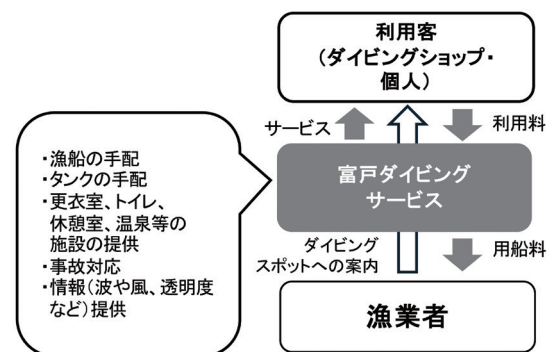
では、その後、海洋レジャーの利用をめぐる状況は怎么样了かという、海洋レジャーを網羅的に規制するような法律は整備されておらず、制度的な状況は大きく変わっていない。しかし、漁業を取り巻く状況は変化しており、そのなかで、海洋レジャーに対する漁業サイドの対応も変化してきた。今回、筆者も編著者として携わった書籍『海のレジャー的利用と管理—日本と中国の実践—』（2024、東海教育研究所）の中で、日高 健（第3章 遊漁船業の展開と利用調整）は遊漁と漁業の関係を取り上げ、その変化を説明している。1980年代以前は遊漁と漁業の摩擦を解決する調整、1990年代は遊漁と漁業の共存を目指す調和、2000年代は都市漁村交流を通じた漁村活性の手段としての遊漁の活用、そして2021年の水産基本計画に海業が取り上げられたことによって、新たな漁村産業として海業に遊漁が組み込まれていることを詳細に述べている。また、竹ノ内徳人（第4章 沿岸域におけるプレジャーボート・マリーナの利用と管理）もプレジャーボートの放置艇

問題などを取り上げ、地域漁業と海洋レジャーの間で頻発していたトラブルが、海のツーリズムあるいは海業という形を提示しながら新しい沿岸域利用の共存関係を構築しようとしている、と説明している。日本の漁業が縮小してきたことで、皮肉にも海洋レジャーとの関係が好転してきたと言える。かつての対立構図から調和を経て、現在は海業として漁村の振興や都市漁村交流へと変貌している。とはいえ、やはり同じ海域を利用する場合、トラブルや事故を未然に防ぐための調整やルールは必要で、制度的限界を迎える中で、各地の実情に合わせた対応がされている。

各地で実践される漁業と海洋レジャーの共存共栄

本書のなかでは日高、竹ノ内、婁小波ら(第9章)が、対立を克服して地域漁業と海洋レジャーの共存を図っている事例を紹介している。筆者も第2章でスキューバダイビングが盛んな伊豆の富戸ダイビングサービスおよび徳島県吉野川上流の遊漁とラフティングとの調整の事例を挙げている。富戸地区では漁協が富戸ダイビングサービスを経営することによって、無用なトラブルを避けている。当地区のダイビングショップに訪れたダイバーは、富戸ダイビングサービスが手配する漁船、漁業者の案内を通じて海にアクセスする仕組みとなっている。漁業者がダイビングスポットに案内するため、漁業操業の邪魔になるような航路を通る心配はない。漁業者にとっては漁業以外の収入源も確保でき、ダイビングショップでは自前で船を用意する必要がなくなるなど、両者にとってメリットの多い仕組みがつけられている(図)。

■図 富戸ダイビングサービスの事業の流れ
(資料:第2章p.39より転載)



一方、吉野川の事例は、漁業対レジャーというよりはレジャー対レジャーという性格が強く、昔から遊漁が楽しまれていたエリアにラフティングの利用が加わったことでトラブルが頻発するようになった。ラフティングの船が通ることによって鮎が逃げたり、釣り糸が引っかかるなどの問題が発生し、遊漁者からの苦情が殺到していたが、地元行政が仲介に入り、話し合いがもたれることになった。その結果、ラフティングの通過時間や通過回数などを取り決めた協定を、地元漁協とラフティング業者間で締結することになり、そのルールに基づいて、お互いが川を利用するようになった。本事例では利用者がルールづくりを行うことで、ルールが守られやすくなり、さらに、関係者が集まって河川の利用を話し合う場が設けられたことで、地域振興や観光戦略など次のステージの話し合いも行われるようになった。



吉野川のラフティングの様子(写真:関係者提供)

このように地域の実情に合わせた仕組みづくりやルールづくりによって、水面の多様な利用を実現することができるようになっているが、海洋レジャーの性格によってはルール形成の場に参加してもらうことが難しかったり、ルールを十分に周知できない場合もある。海のレジャー的利用をめぐるはまだ多くの課題が残されているが、地域資源を持続的に利用し、国民のニーズに応え、地域振興につなげていくという難題に対する答えが、各地で実践されており、それらの知見を拾い上げ、丁寧に分析していくことが今後重要になろう。(了)

「海水浴」の起源と歴史

[KEYWORDS] 潮湯治／海水浴／病氣治療・療養

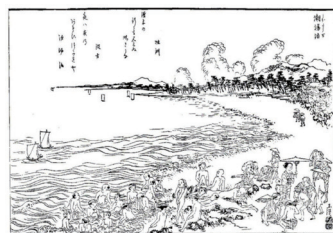
國木孝治 ●九州看護福祉大学看護福祉学部鍼灸スポーツ学科教授、(公財)日本ライフセービング協会教育本部地域教育推進委員

「海水浴」は西欧から伝播した外来文化？

今日、「海水浴」と言えばわが国における海洋性レジャー活動の中でとくに多くの人が参加している活動ですが、実は、明治初頭期頃までは日本ではほとんど誰も行っていなかったというのが通説です。もちろん、それまでも海浜周辺に住まう人々が暑気払いを目的に海に浸かり泳ぐといった水浴行為はあったでしょうし、潮湯治といった海水に直接身を浸したり、海水を持ち帰り冷水浴や温浴を行っている地域もありました。しかし、「海水浴」という言葉が使用され始めるのは、江戸時代後期以降なのです。

「潮湯治」という偏在文化

江戸時代後期以前に、日本各地にみられた「海水浴」に類似する行為について調べてみると、平安時代後期に詠じられた和歌にみられる〈潮浴み〉や〈塩湯浴み〉、『吾妻鏡』にみられる鎌倉時代初期の〈塩浴〉、『和泉名所図会』にみられる安土桃山時代の〈塩風呂〉、江戸時代初期の『徳川實紀』にみられる〈塩湯あみ〉、『尾藩世記』にみられる〈海潮浴〉〈潮水浴〉等の記録が挙げられます。しかし、何れもある特定される日において、ある



『尾張名所図会』にみられる大野の潮湯治。1844(天保15)年

特定される者が行っているに過ぎず、長期にわたって不特定多数者が受容しているような地域は、管見の限り大野(現愛知県常滑市)の〈潮湯治〉だけだったと思われます。そして大野の〈潮湯治〉を最も知らしめたのは、1844(天保15)年に刊行された地誌『尾張名所図会』ではないでしょうか。

この時代の大野の特徴としては、病氣治療を目的とした行為に加えて、今日の温泉入浴に近い形態として受容されていました。そしてさらに江戸時代後期頃になると、大野は〈大野の潮湯治(場)〉として広く諸方に知れ渡り、名所化し、観光目的としても受容されていました。

病氣治療を目的とした「海水浴」法の伝播

西欧における「海水浴」は、18世紀中葉頃にイギリス医学界で冷水浴法の効用が再認識され、温泉療法にかわる新法として19世紀にかけて西欧の海岸線に普及していきました(アラン・コルバン著『浜辺の誕生』1992、藤原書店)。シーボルトは長崎出島のオランダ商館医として1823～28年来日し、鳴滝塾を開設して日本各地から集まってきた医者や学者らに対して医学教育を行っています。そして彼が講義した内容は門下生らによって筆録されています。この講義ノートの中に、病氣治療の処方として直接海水に身を浸す「海水浴」の処方名がみられます。つまり、「海水浴」とは病氣治療を目的としているものでした。

このほかにも、西洋医学書の翻訳書(林洞海訳書『窠篤児薬性論』や緒方洪庵訳書『扶氏經驗遺訓』等)の中にも、病氣治療を目的とした「海水浴」や「海水冷浴」の処方名がみられます。

いずれも、オランダ語を日本語に訳す際の“zee water bad”、つまり、zeeは海、waterは水、badは浴み・浴場の意で、「海水浴」と直訳されています。そしてこれら書に記された「海水浴」は、

日本国内で「海水浴」という言葉が認知されるきっかけの1つになったと考えられます。

シーボルト帰国以後、長崎海軍伝習所の第二次派遣団としてポンペが1857～62年来日し、長崎医学伝習所(後の長崎大学医学部)において医学教育を行っています。彼が診察した日本人に対する診断と処方を書いた書簡と、彼のもとで学んでいた松本良順(後の松本順:明治維新後の初代陸軍軍医総監)が訳した書が残されています。注目されることとしては、「海水浴」とは直接波のある海中に身を浸し浴する方法であったことが挙げられます。

西欧の「海水浴」の普及と来日外国人による「海水浴」

西欧における「海水浴」が、バルト海、北海、英仏海峡を望む大陸の海岸伝いに浸透していくのは、18世紀後半から19世紀にかけて。さらに19世紀初頭には、海岸線を有するヨーロッパ各地で海水浴場が続々と開設されており、19世紀中葉にかけて海岸保養の大衆化が広まり始めていました。つまり、病気治療や療養の1法であった「海水浴」は、次第に広く市民の間でも行われるようになり、今日のようなリフレッシュ等を目的とした余暇活動としても価値観が変容し受容されるようになっていたと考えられます。そして、この時代の日本は江戸時代中期から明治時代初期にあたり、鎖国の時代からの開国、欧米の文化が流入してくる時代にあたります。

お雇い(御雇)外国人は、江戸時代後期から明治時代にかけて、わが国の軍事力強化や、欧米の先進技術、学問、制度を輸入するために雇用された外国人で、江戸幕府や諸藩、明治維新以降は明治政府や府県によって官庁や学校に招聘されています。

先項において、「海水浴」の概念は、西欧の医学的認識を介することによってわが国に持ち込まれたことを記しましたが、他方で、幕末期から明治時代にかけて来日したお雇い外国人らによって、海水に浴したり、海で泳いだりする行為が行われました。彼らが行っていた「海水浴」とは、病気治療や療養を目的とした「海水浴」もあれば、リフレッシュを目的とした「海水浴」もありました。「海水浴」を体験したことのない日本人には、彼らが行っていた「海水浴」が全く新しい価値観として目に映ったのではないのでしょうか。

明治時代初期の海水浴論

わが国における、明治時代に発表または刊行された「海水浴」と「海水浴場」に関する論説や解説書、海水浴場案内等の数をまとめてみると、実に17編にのぼります(筆者調べ)。初出は、緒方惟準・村瀬譲の連名で1874(明治7)年の『公文通誌』に寄稿された『海水浴』、および翌年の『海水浴説』で、以後の日本人医学者らによって著される論説や解説書の先覚であったと思われます。そして、1881(明治14)年の内務省衛生局雑誌第34号に掲載された『海水浴説』の全国流布は、「海水浴」と「海水浴場」の普及に拍車をかけたものと考えています。

なお、大正期以降は「海水浴」に関する論説や解説書は殆ど公開されていません。つまり、大正期以降は「海水浴」が国民に広く認知されていたのではないかと考えられます。

「海水浴」史から海岸線の環境を考える

現代の「海水浴」は多様な価値観をもって人々に受容されています。さらには多種マリンレジャー・スポーツ等によって、行動範囲は海岸線のみならず広く海洋にわたっています。かく言う筆者もこれら受容者の1人ですが、沿岸域には多くのプラスチック類や漁ろう具等、難分解性の漂流物が浮遊し、海岸線に漂着しているのを目の当たりにしています。「海水浴」は、素晴らしい自然環境があり、全国に普及していききました。歴史を見つめてみることで、残していきたい「海水浴」の未来、ひいては地球規模での海洋環境を考えることにも繋がっていくのではないのでしょうか。(了)



事務局だより

◆夏は海の魅力を存分に楽しめる季節です。周囲を海に囲まれた日本には全国各地に多くの海洋レジャーを体験できるスポットが点在し、さまざまな海洋レジャーアクティビティが楽しまれています。今号は日本における海のレジャー的利用をテーマに海のレジャー的利用の展開、利用をめぐる管理と調整、そして国民に一番親しまれる海洋レジャーの1つである海水浴の歴史について3名の方にご寄稿いただきました。◆日本において、長らく経済が低迷を続ける一方、余暇時間が増加しており、豊かな生活のあり方が国民の生活テーマとなっています。その中で、海洋を活用した余暇活動には多くの期待があると言えるものの、海のレジャー的利用へのニーズの高まりに対して十分に答えられていないことが中原氏のご寄稿で判明しました。そこに、海洋レジャーニーズへの対応が課題となっています。◆また、原田氏が指摘しているように、海洋レジャーには多様な楽しみ方が存在していますが、海洋レジャーの勃興は漁業操業といった既存の海面利用の仕方とトラブルが発生し、多くの問題が惹起しています。海の利用をめぐる管理と調整に資する国内法と政策の構築が必要ですが、たどり着いた問題解決の先はやはり両者の共存を図ることです。海洋レジャーと漁業との調和的発展には海業（参考：妻小波著「海業のすすめ」第538号2023.01.05発行）の取り組みが役割を果たしています。◆東洋医学でも海水浴や海浜療養の効用が言い伝えられてきていますが、日本に「海水浴」の概念が西欧の医学的認識から持ち込まれたとの歴史を國木氏のご寄稿で興味深く拝読させていただきました。◆いま1つは、環境管理の問題であります。國木氏が指摘したように、沿岸域で散見するプラスチックごみや放棄・投棄された漁具といった観光公害の問題が懸念されます。人々に安心安全で海洋レジャーを体験していただくためには、そうした問題を解決する社会的仕組みやルールづくりが不可欠であります。また、安全面の観点から付け加えると、政府広報オンラインのウェブサイトでは、「海や川でレジャーを楽しむために知っておきたい安全対策」^{*1}が公開され、水の事故から命を守るポイントやケース別で水の事故を防ぐ対策方法を紹介しています。気象庁が8月15日に発表した1カ月予報では今年の残暑も長引く傾向であることが明らかになりました^{*2}。今年の夏の海を満喫する最後のチャンスを生かして、くれぐれも安全第一で海洋レジャーを楽しんでいただけると幸いです。（高翔主任研究員）

^{*1} 水の事故を防ごう！海や川でレジャーを楽しむために知っておきたい安全対策
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201608/1.html>
^{*2} <https://weathernews.jp/s/topics/202408/150165/>

みなさまのご意見をお待ちしております。

『Ocean Newsletter』は、読者のみなさまからのご意見を歓迎いたします。鋭い現状分析、創造的なご意見、積極的な問題提起や政策提言などを求めます。頂戴したご意見・原稿は、編集会議で拝読のうえ、編集に反映させていただきます。

ご提出は、電子メールまたはFAXでお願い致します。

E-mail : oceannewsletter@spf.or.jp

FAX: 03-5157-5230

詳細は、本財団ウェブサイトをご参照下さい。

『Ocean Newsletter』 次号No.579は、9月20日発行です。

下記URLにご登録いただきますと、
発行日にメール配信いたします。

https://www.spf.org/opri/newsletter/mail_magazine/

●OPRI情報発信アドバイザーボード(50音順)

秋道智彌

(海洋人類学)
山梨県立富士山世界遺産センター所長

飯田将司

(中国外交・安全保障)
防衛研究所理論研究部長

北村喜宣

(環境法)
上智大学法学部教授

佐藤慎司

(海岸工学・沿岸環境)
高知工科大学大学院工学研究科長

庄司るり

(航海学)
(国研)海上・港湾・航空技術研究所理事

鈴木英之

(船舶海洋工学)
東京大学大学院工学系研究科教授

高井研

(地球微生物学)
(国研)海洋研究開発機構超先鋭研究開発部門部門長

瀧澤美奈子

日本科学技術ジャーナリスト会議副会長

竹田有里

環境ジャーナリスト、報道記者

西本健太郎

(国際法)
東北大学大学院法学研究科教授

宮原正典

よろず水産相談室afc.masaf代表

山形俊男

(海洋物理学・気候力学)
(国研)海洋研究開発機構アプリケーションラボ特任上席研究員

山下東子

(水産経済学)
大東文化大学経済学部特任教授

早稲田卓爾

(海洋技術環境学)
東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

●発行人／編集代表

阪口秀 公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所所長

●発行

公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524

東京都港区虎ノ門1-15-16笹川平和財団ビル6階

TEL. 03-5157-5210 / FAX. 03-5157-5230

OPRI 海洋政策研究所

●●●●●●●● SASAKAWA PEACE FOUNDATION

Ocean Newsletter No.578

2024年9月5日発行(毎月5日・20日発行)

©2024 Ocean Policy Research Institute, The Sasakawa Peace Foundation

製作:(有)プレインワークス